

社会福祉法人平川市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人平川市社会福祉協議会定款第2条に規定する事業等を遂行するための役員、評議員及び委員会委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 委員会委員
- (4) 外部専門員（弁護士、公認会計士、大学教員）
- (5) ふれあい相談員（特別・一般）

(報酬・費用弁償の額)

第3条 報酬及び費用弁償の額は、別表1のとおりとする。

- 2 常勤役員報酬は、期末手当を含むものとする。
- 3 前項の規定に拘らず、常勤職員が常務理事を兼務している場合は、報酬を支払わない。

(報酬・費用弁償の支給方法)

第4条 報酬・費用弁償は役員等に選任された当月分から支給する。

- 2 役員等が任期満了、辞職、失職等によりその職を離れたときは、その当月分までを支給する。
- 3 日額により報酬の額が定められている役員等の報酬の支給日は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。
- 4 費用弁償の額が定められている役員等の費用弁償の支給日は、当該役員がその職務に従事したときに支給する。
- 5 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。

(役員以外の者に対する費用弁償)

第5条 役員以外の者が、本会の依頼又は要求により会務を掌理した場合は、その者に対して前条に準じ費用を弁償することができる。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は常勤役員に対して支給する。

2 通勤手当の支給は、職員給与規程及び旅費規程第11条に準ずる。

(旅費)

第7条 役員等が、業務のための旅行をしたときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 議案第16号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日 議案第1号)

この規程は、平成22年3月26日から施行し、平成22年2月8日から適用する。

附 則 (平成23年9月27日 議案第13号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月22日 議案第6号)

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日 議案第18号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する

附 則 (平成26年12月19日 議案第9号)

この規程は、平成26年12月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月27日 議案第17号)

この規程は、平成27年3月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別表1

区 分	報 酬 等 の 額	
	報 酬 (年 額)	費 用 弁 償 (日 額)
会 長	・・・・・・・・・・	3,000 円
常 務 理 事	2,000,000 円 (期末手当 200,000 円含)	・・・・・・・・・・
監 事 (監 査 会)	・・・・・・・・・・	5,000 円
理 事 ・ 評 議 員	・・・・・・・・・・	3,000 円
各 種 委 員 会 委 員	・・・・・・・・・・	3,000 円 市外の委員の交通費は別途支給
外 部 専 門 員	1 回 50,000 円以内	・・・・・・・・・・
ふ れ あ い 相 談 員	特別	1 回 30,000 円以内 ・・・・・・・・・・
	一般	・・・・・・・・・・ 400 円 (1 時間)

別表2

職 名	車賃 (1 kmにつき)	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	
			県 外	県 内
役員等	37 円	1,300 円	13,100 円	11,800 円